

平成27年度 積算基準【6 機械・電気通信設備】対照表

現 行	改 訂	備 考				
3 直接工事費 3－1 材料費 据付に使用する材料及び部品は積上げ計上するものとする。	3 直接工事費 3－1 材料費 (１) 直接材料費 据付にかかる直接材料費は、積上げにより計上するものとする。 (２) 補助材料費 据付補助材料費の積算は、次式による。 据付補助材料費 ＝ 据付労務費 × 据付補助材料費率（％） 据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、据付補助材料費率は、表－５・３によるものとする。 表－５・３ 据付補助材料費率（％） <table><tr><th>区 分</th><th>据付補助材料費率</th></tr><tr><td>ダム施工機械設備</td><td>２．０</td></tr></table> 3－2 据付工数 据付・試運転調整に要する必要工数を積上げるものとする。	区 分	据付補助材料費率	ダム施工機械設備	２．０	制定 制定
区 分	据付補助材料費率					
ダム施工機械設備	２．０					

現 行	改 訂				備 考																																												
	(2) 標準据付工数 ダム施工機械設備の据付工数は、表－５・４を標準とする。 表－５・４ ダム施工機械設備標準据付工数 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">標準据付工数</th><th colspan="2">職種別構成割合(%)</th></tr><tr><th>据付質量 (t)</th><th>標準据付工数 (人／ t)</th><th>機械設備 据付工</th><th>普通作業員</th></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート打設設備</td><td>５０未満</td><td>y = 8. １</td><td rowspan="13">８５</td><td rowspan="13">１５</td></tr><tr><td>５０以上</td><td>$y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4. １$</td></tr><tr><td rowspan="2">骨材生産設備</td><td>２００未満</td><td>y = 6. ３</td></tr><tr><td>２００以上</td><td>$y = \frac{65}{\sqrt{x}} + 1. ７$</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート生産設備</td><td>３０未満</td><td>y = 6. ７</td></tr><tr><td>３０以上</td><td>$y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3. ２$</td></tr><tr><td>セメント貯蔵・輸送設備</td><td></td><td>y = 5. ０</td></tr><tr><td rowspan="2">骨材貯蔵・輸送設備</td><td>５０未満</td><td>y = 7. ９</td></tr><tr><td>５０以上</td><td>$y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2. ２$</td></tr><tr><td rowspan="2">濁水処理設備</td><td>１０未満</td><td>y = 7. ４</td></tr><tr><td>１０以上</td><td>$y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3. ９$</td></tr><tr><td rowspan="2">コンクリート冷却設備</td><td>１未満</td><td>y = 39. ７</td></tr><tr><td>１以上</td><td>$y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2. ７$</td></tr></table>				区 分	標準据付工数		職種別構成割合(%)		据付質量 (t)	標準据付工数 (人／ t)	機械設備 据付工	普通作業員	コンクリート打設設備	５０未満	y = 8. １	８５	１５	５０以上	$y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4. １$	骨材生産設備	２００未満	y = 6. ３	２００以上	$y = \frac{65}{\sqrt{x}} + 1. ７$	コンクリート生産設備	３０未満	y = 6. ７	３０以上	$y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3. ２$	セメント貯蔵・輸送設備		y = 5. ０	骨材貯蔵・輸送設備	５０未満	y = 7. ９	５０以上	$y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2. ２$	濁水処理設備	１０未満	y = 7. ４	１０以上	$y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3. ９$	コンクリート冷却設備	１未満	y = 39. ７	１以上	$y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2. ７$	制定
区 分	標準据付工数		職種別構成割合(%)																																														
	据付質量 (t)	標準据付工数 (人／ t)	機械設備 据付工	普通作業員																																													
コンクリート打設設備	５０未満	y = 8. １	８５	１５																																													
	５０以上	$y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4. １$																																															
骨材生産設備	２００未満	y = 6. ３																																															
	２００以上	$y = \frac{65}{\sqrt{x}} + 1. ７$																																															
コンクリート生産設備	３０未満	y = 6. ７																																															
	３０以上	$y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3. ２$																																															
セメント貯蔵・輸送設備		y = 5. ０																																															
骨材貯蔵・輸送設備	５０未満	y = 7. ９																																															
	５０以上	$y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2. ２$																																															
濁水処理設備	１０未満	y = 7. ４																																															
	１０以上	$y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3. ９$																																															
コンクリート冷却設備	１未満	y = 39. ７																																															
	１以上	$y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2. ７$																																															
	(注) １． yは標準据付工数(人／ t)、 xは区分毎の据付質量(t)である。据付質量は据付対象となる設備の部品、機器単体品を含む総質量である。 ２． 標準据付工数は、準備、据付け、試運転調整(無負荷運転)、後片付けまでであり、掘削工事、基礎工事、塗装工事及び機側までの配線、配管工事は含まないものである。 ３． コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン(軌索式を含む)及びジブクレーン(走行式)の据付けの場合のものである。 ４． 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱は、製作工数に準ずる。 ５． 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。 ６． 付属設備を別途単独で据付けを行う場合の積算については、「第１８章 鋼製付属設備」によるものとする。																																																

現 行	改 訂	備 考													
3－3 機械経費 据付けに係る経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。	3－3 機械経費 (1) 機械器具に係る経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウィンチ、ワイヤロープ、溶接機、空気圧縮機(排出ガス対策型)等について計上するものとする。 (2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格を決定し、台数、運転日数を別途積上げにより計上するものとする。 (3) その他機械器具 溶接機機械経費の積算は、次式による。 溶接機機械経費＝据付労務費×溶接機機械経费率（％） 据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、溶接機機械経费率は、表－５・５によるものとする。 <table><tr><td colspan="2">表－５・５ 溶接機機械経费率（％）</td></tr><tr><td>区 分</td><td>溶接機機械経费率</td></tr><tr><td>ダム施工機械設備</td><td>０．５</td></tr></table>	表－５・５ 溶接機機械経费率（％）		区 分	溶接機機械経费率	ダム施工機械設備	０．５	制定							
表－５・５ 溶接機機械経费率（％）															
区 分	溶接機機械経费率														
ダム施工機械設備	０．５														
4 解体撤去費	3－4 試運転費 各設備単独の試運転調整工数は据付工数に含まれているので計上しないものとする。 ただし、試運転用の電力等は別途積算するものとする。	制定													
4－1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。	4 解体撤去費 4－1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。	制定													
4－2 解体撤去工数 解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。	4－2 解体撤去工数 (1) 解体撤去工 ダム施工機械設備の解体撤去工数は、次式による。 Y＝ w × y Y：設備区分毎の解体撤去工数（人） w：設備区分毎の解体撤去質量（ｔ） y：設備区分毎の標準解体撤去工数（人／ｔ） (2) 標準解体撤去工数 ダム施工機械設備の解体撤去工数は、表－５・６を標準とする。 <table><tr><td colspan="4">表－５・６ ダム施工機械設備標準解体撤去工数</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td rowspan="2">標準解体撤去工数</td><td colspan="2">職種別構成割合(%)</td></tr><tr><td>解体撤去工</td><td>普通作業員</td></tr><tr><td>ダム施工機械設備</td><td>標準据付工数×４０％</td><td>７５</td><td>２５</td></tr></table> (注) １．表中の標準据付工数は、表－５・４によるものとする。ただし、yは標準解体撤去工数（人／ｔ）、xは解体撤去質量(ｔ)とする。 解体撤去質量は、転用する機器及び機器取出しのために解体する部材の総質量である。 ２．標準解体撤去工数は、当該設備の主な機器を他に転用する場合のものであり、準備から別途輸送が出来るまでの解体、小運搬、集積、後片付けまでとする。 ３．標準解体撤去工数は、トラッククレーン等により解体撤去可能な場合のものである。		表－５・６ ダム施工機械設備標準解体撤去工数				区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合(%)		解体撤去工	普通作業員	ダム施工機械設備	標準据付工数×４０％	７５
表－５・６ ダム施工機械設備標準解体撤去工数															
区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合(%)													
		解体撤去工	普通作業員												
ダム施工機械設備	標準据付工数×４０％	７５	２５												

現 行	改 訂	備 考																																																																												
4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 4－1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」,「積算資料」, 見積価格, 実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。 (ハ) 補助材料費率は、表－20・1 のとおりとする。 表－20・1 補助材料費率 (％) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>4</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">ト ン ネ ル 換 気 設 備</td><td colspan="2">送(排) 風機</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="3">消融雪設備</td><td>2</td></tr></table> (2) 直接経費 1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経費率)＋(積上げ積算による直接経費)] とする。 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。 (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。 (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。 3) 直接経費率は、表－20・2 によるものとする。 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。 (イ) 高所作業車, 発動発電機 (排出ガス対策型), 洗浄機等の損料, 及び仮設材 (足場等) の損料とする。 (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費 (ハ) 個々の費目別に見積書, 実績価格, 標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。	機 械 設 備 名			補助材料費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	4	ゴム引布製起伏ゲート	4	樋門樋管ゲート		3	ダム用水門設備			4	揚排水ポンプ設備			3	ト ン ネ ル 換 気 設 備	送(排) 風機		2	ジェットファン		2	非常用施設			2	道路排水設備			2	消融雪設備			2	4 点検・整備費の積算 点検・整備に係る各費目の積算は、次のとおりとする。 4－1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は、(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は、積上げによるものとする。 (ハ) 単価は、「建設物価」,「積算資料」, 見積価格, 実績価格等の資料により決定するものとする。なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は、(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とする。 (ハ) 補助材料費率は、表－20・1 のとおりとする。 表－20・1 補助材料費率 (％) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>補助材料費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>4</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>3</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>3</td></tr><tr><td rowspan="2">ト ン ネ ル 換 気 設 備</td><td colspan="2">送(排) 風機</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>2</td></tr></table> (2) 直接経費 1) 直接経費の積算は、[(点検整備工費)×(直接経費率)＋(積上げ積算による直接経費)] とする。 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。 (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等。 (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器。 3) 直接経費率は、表－20・2 によるものとする。 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。 (イ) 高所作業車, 発動発電機 (排出ガス対策型), 洗浄機等の損料, 及び仮設材 (足場等) の損料とする。 (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費 (ハ) 個々の費目別に見積書, 実績価格, 標準料金等の資料により決定するものとする。なお、機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとする。	機 械 設 備 名			補助材料費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	4	ゴム引布製起伏ゲート	4	樋門樋管ゲート		3	ダム用水門設備			4	揚排水ポンプ設備			3	ト ン ネ ル 換 気 設 備	送(排) 風機		2	ジェットファン		2	非常用施設			2	道路排水設備			2	削除
機 械 設 備 名			補助材料費率																																																																											
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	4																																																																											
		ゴム引布製起伏ゲート	4																																																																											
	樋門樋管ゲート		3																																																																											
ダム用水門設備			4																																																																											
揚排水ポンプ設備			3																																																																											
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送(排) 風機		2																																																																											
	ジェットファン		2																																																																											
非常用施設			2																																																																											
道路排水設備			2																																																																											
消融雪設備			2																																																																											
機 械 設 備 名			補助材料費率																																																																											
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	4																																																																											
		ゴム引布製起伏ゲート	4																																																																											
	樋門樋管ゲート		3																																																																											
ダム用水門設備			4																																																																											
揚排水ポンプ設備			3																																																																											
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送(排) 風機		2																																																																											
	ジェットファン		2																																																																											
非常用施設			2																																																																											
道路排水設備			2																																																																											

現 行	改 訂	備 考																																																																																														
表－20・2 直接経费率（％） <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>直接経费率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td>河川用水門・</td><td>鋼製ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>堰 設 備</td><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>7</td></tr><tr><td>ト ン ネ ル</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>6</td></tr><tr><td>換 気 設 備</td><td colspan="2">ジェットファン</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="2">消雪設備</td><td colspan="2">井戸・ポンプ及び電気設備</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">散水配管</td><td>23</td></tr><tr><td colspan="3">消融雪設備</td><td>35</td></tr></table>	機 械 設 備 名			直接経费率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・	鋼製ゲート	8	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	8	樋門樋管ゲート		10	ダム用水門設備			8	揚排水ポンプ設備			7	ト ン ネ ル	送（排）風機		6	換 気 設 備	ジェットファン		6	非常用施設			6	道路排水設備			10	消雪設備	井戸・ポンプ及び電気設備		4	散水配管		23	消融雪設備			35	表－20・2 直接経费率（％） <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>直接経费率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td>河川用水門・</td><td>鋼製ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td>堰 設 備</td><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>10</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>7</td></tr><tr><td>ト ン ネ ル</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>6</td></tr><tr><td>換 気 設 備</td><td colspan="2">ジェットファン</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>6</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>10</td></tr><tr><td rowspan="2">消雪設備</td><td colspan="2">井戸・ポンプ及び電気設備</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="2">散水配管</td><td>23</td></tr></table>	機 械 設 備 名			直接経费率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・	鋼製ゲート	8	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	8	樋門樋管ゲート		10	ダム用水門設備			8	揚排水ポンプ設備			7	ト ン ネ ル	送（排）風機		6	換 気 設 備	ジェットファン		6	非常用施設			6	道路排水設備			10	消雪設備	井戸・ポンプ及び電気設備		4	散水配管		23	削除
機 械 設 備 名			直接経费率																																																																																													
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・	鋼製ゲート	8																																																																																													
	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	8																																																																																													
	樋門樋管ゲート		10																																																																																													
ダム用水門設備			8																																																																																													
揚排水ポンプ設備			7																																																																																													
ト ン ネ ル	送（排）風機		6																																																																																													
換 気 設 備	ジェットファン		6																																																																																													
非常用施設			6																																																																																													
道路排水設備			10																																																																																													
消雪設備	井戸・ポンプ及び電気設備		4																																																																																													
	散水配管		23																																																																																													
消融雪設備			35																																																																																													
機 械 設 備 名			直接経费率																																																																																													
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・	鋼製ゲート	8																																																																																													
	堰 設 備	ゴム引布製起伏ゲート	8																																																																																													
	樋門樋管ゲート		10																																																																																													
ダム用水門設備			8																																																																																													
揚排水ポンプ設備			7																																																																																													
ト ン ネ ル	送（排）風機		6																																																																																													
換 気 設 備	ジェットファン		6																																																																																													
非常用施設			6																																																																																													
道路排水設備			10																																																																																													
消雪設備	井戸・ポンプ及び電気設備		4																																																																																													
	散水配管		23																																																																																													
(3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、（工数）×（賃金）とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地方整備局統一単価を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 （イ） 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1 項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。 (4) 塗装費 1) 塗装の積算は、（塗装面積）×（1㎡当りの単価）とする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。 3) 塗装面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 (5) 共通仮設費 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。 対 象 額 ＝ 直接点検・整備費＋（無償貸付機械等評価額＋支給品費） 共通仮設費（率分）＝ 対象額×共通仮設费率 ただし、共通仮設费率は、表－20・3 によるものとする。 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。 3) 複数種の設備を 1 件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設费率は、設備毎の共通仮設费率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。	(3) 直接労務費 1) 直接労務費の積算は、（工数）×（賃金）とする。 2) 工数は各機械設備毎の各章によるものとする。 3) 点検整備工の賃金は、公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地方整備局統一単価を適用する。 4) 各賃金は、次の各項の補正を行うものとする。 （イ） 積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1 項に定められた地域）における冬季屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。 (4) 塗装費 1) 塗装の積算は、（塗装面積）×（1㎡当りの単価）とする。 2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。 3) 塗装面積 1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 (5) 共通仮設費 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。 対 象 額 ＝ 直接点検・整備費＋（無償貸付機械等評価額＋支給品費） 共通仮設費（率分）＝ 対象額×共通仮設费率 ただし、共通仮設费率は、表－20・3 によるものとする。 直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。 3) 複数種の設備を 1 件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設费率は、設備毎の共通仮設费率を採用し、設備毎の共通仮設費（率分）を単純合算するものとする。																																																																																															

現 行	改 訂	備 考																																																																												
表－20・3 共通仮設費率 (%) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">ト ン ネ ル 換 気 設 備</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>35</td></tr><tr><td colspan="3">消融雪設備</td><td>35</td></tr></table> 4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5) 派遣費 （イ） 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ） 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。 （ハ） 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。 （二） 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は２級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7) 安全費 （イ） 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。 （ロ） 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。 a 交通誘導警備員等の交通管理に要する費用。 b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。 c 酸素欠乏症の予防に要する費用。	機 械 設 備 名			共通仮設費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19	ゴム引布製起伏ゲート	19	樋門樋管ゲート		20	ダム用水門設備			19	揚排水ポンプ設備			21	ト ン ネ ル 換 気 設 備	送（排）風機		16	ジェットファン		39	非常用施設			27	道路排水設備			35	消融雪設備			35	表－20・3 共通仮設費率 (%) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>共通仮設費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>20</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>19</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>21</td></tr><tr><td rowspan="2">ト ン ネ ル 換 気 設 備</td><td colspan="2">送（排）風機</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="2">ジェットファン</td><td>39</td></tr><tr><td colspan="3">非常用施設</td><td>27</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>35</td></tr></table> 4) 運搬費 運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものとする。 5) 派遣費 （イ） 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。 （ロ） 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の２級相当額を標準とする。 （ハ） 賃金は、「3－1（3）直接労務費」によるものとする。 （二） 点検整備間接費は、（賃金）×（点検整備間接費率）とし、点検整備間接費率は、表－20・5のとおりとする。 6) 宿泊費 宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は２級相当額を標準とする。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。 なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。 7) 安全費 （イ） 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。 a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用。 b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用。 c 安全委員会等に要する費用。 d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料。 （ロ） 積上げによる安全費は、次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとする。 なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。 a 交通誘導警備員等の交通管理に要する費用。 b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用。 c 酸素欠乏症の予防に要する費用。	機 械 設 備 名			共通仮設費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19	ゴム引布製起伏ゲート	19	樋門樋管ゲート		20	ダム用水門設備			19	揚排水ポンプ設備			21	ト ン ネ ル 換 気 設 備	送（排）風機		16	ジェットファン		39	非常用施設			27	道路排水設備			35	削除
機 械 設 備 名			共通仮設費率																																																																											
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19																																																																											
		ゴム引布製起伏ゲート	19																																																																											
	樋門樋管ゲート		20																																																																											
ダム用水門設備			19																																																																											
揚排水ポンプ設備			21																																																																											
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送（排）風機		16																																																																											
	ジェットファン		39																																																																											
非常用施設			27																																																																											
道路排水設備			35																																																																											
消融雪設備			35																																																																											
機 械 設 備 名			共通仮設費率																																																																											
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	19																																																																											
		ゴム引布製起伏ゲート	19																																																																											
	樋門樋管ゲート		20																																																																											
ダム用水門設備			19																																																																											
揚排水ポンプ設備			21																																																																											
ト ン ネ ル 換 気 設 備	送（排）風機		16																																																																											
	ジェットファン		39																																																																											
非常用施設			27																																																																											
道路排水設備			35																																																																											

現 行	改 訂	備 考																																																																										
d 粉塵作業の予防に要する費用。 e 高圧作業の予防に要する費用。 f 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。 g バリケード，転落防止柵，工事標識，照明等のイメージアップに要する費用。 h その他現場条件等により積上げを要する費用。 8) 技術管理費 (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は，次のとおりとする。 a 点検・整備における工程管理に要する費用。 b 点検・整備における出来形管理に要する費用。 c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。 d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。 e その他点検・整備の実施に際し，必要な資料の作成に要する費用。 (ロ) 積上げ積算による技術管理費は，必要額を適正に積上げるものとする。なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。 (6) 現場管理費 1) 現場管理費の積算は，（純点検・整備費）×（現場管理費率）とする。 2) 純点検・整備費とは，〔材料費＋直接経費＋直接労務費＋塗装費＋共通仮設費（派遣費を除く）〕とする。 3) 現場管理費率は，表－20・4 によるものとする。 表－20・4 現場管理費率 <table><tr><th>純点検・整備費</th><th>現 場 管 理 費 率</th></tr><tr><td>300 万円以下</td><td>20.21％</td></tr><tr><td>300 万円を超えるもの</td><td>$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）</td></tr></table> (注) Jは小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (7) 点検整備間接費 1) 点検整備間接費の積算は，（点検整備工費）×（点検整備間接費率）とする。 2) 点検整備間接費率は，表－20・5 のとおりとする。 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は，設備毎の点検整備間接費率を採用し，設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。 表－20・5 点検整備間接費率 (％) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>点検整備間接費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>110</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>110</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>110</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="3">トンネル換気設備・トンネル非常用施設</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">消融雪設備</td><td>100</td></tr></table>	純点検・整備費	現 場 管 理 費 率	300 万円以下	20.21％	300 万円を超えるもの	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）	機 械 設 備 名			点検整備間接費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	110	ゴム引布製起伏ゲート	110	樋門樋管ゲート		100	ダム用水門設備			110	揚排水ポンプ設備			160	トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160	道路排水設備			100	消融雪設備			100	d 粉塵作業の予防に要する費用。 e 高圧作業の予防に要する費用。 f 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用。 g バリケード，転落防止柵，工事標識，照明等のイメージアップに要する費用。 h その他現場条件等により積上げを要する費用。 8) 技術管理費 (イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は，次のとおりとする。 a 点検・整備における工程管理に要する費用。 b 点検・整備における出来形管理に要する費用。 c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用。 d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用。 e その他点検・整備の実施に際し，必要な資料の作成に要する費用。 (ロ) 積上げ積算による技術管理費は，必要額を適正に積上げるものとする。なお，積上げ計上した場合は，特記仕様書に明示するものとする。 (6) 現場管理費 1) 現場管理費の積算は，（純点検・整備費）×（現場管理費率）とする。 2) 純点検・整備費とは，〔材料費＋直接経費＋直接労務費＋塗装費＋共通仮設費（派遣費を除く）〕とする。 3) 現場管理費率は，表－20・4 によるものとする。 表－20・4 現場管理費率 <table><tr><th>純点検・整備費</th><th>現 場 管 理 費 率</th></tr><tr><td>300 万円以下</td><td>20.21％</td></tr><tr><td>300 万円を超えるもの</td><td>$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）</td></tr></table> (注) Jは小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (7) 点検整備間接費 1) 点検整備間接費の積算は，（点検整備工費）×（点検整備間接費率）とする。 2) 点検整備間接費率は，表－20・5 のとおりとする。 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は，設備毎の点検整備間接費率を採用し，設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。 表－20・5 点検整備間接費率 (％) <table><tr><th colspan="3">機 械 設 備 名</th><th>点検整備間接費率</th></tr><tr><td rowspan="3">河 川 用 水 門 設 備</td><td rowspan="2">河川用水門・ 堰 設 備</td><td>鋼製ゲート</td><td>110</td></tr><tr><td>ゴム引布製起伏ゲート</td><td>110</td></tr><tr><td colspan="2">樋門樋管ゲート</td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">ダム用水門設備</td><td>110</td></tr><tr><td colspan="3">揚排水ポンプ設備</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="3">トンネル換気設備・トンネル非常用施設</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="3">道路排水設備</td><td>100</td></tr></table>	純点検・整備費	現 場 管 理 費 率	300 万円以下	20.21％	300 万円を超えるもの	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）	機 械 設 備 名			点検整備間接費率	河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	110	ゴム引布製起伏ゲート	110	樋門樋管ゲート		100	ダム用水門設備			110	揚排水ポンプ設備			160	トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160	道路排水設備			100	削除
純点検・整備費	現 場 管 理 費 率																																																																											
300 万円以下	20.21％																																																																											
300 万円を超えるもの	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）																																																																											
機 械 設 備 名			点検整備間接費率																																																																									
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	110																																																																									
		ゴム引布製起伏ゲート	110																																																																									
	樋門樋管ゲート		100																																																																									
ダム用水門設備			110																																																																									
揚排水ポンプ設備			160																																																																									
トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160																																																																									
道路排水設備			100																																																																									
消融雪設備			100																																																																									
純点検・整備費	現 場 管 理 費 率																																																																											
300 万円以下	20.21％																																																																											
300 万円を超えるもの	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし， J：現場管理費率（％） N：純点検・整備費（円）																																																																											
機 械 設 備 名			点検整備間接費率																																																																									
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・ 堰 設 備	鋼製ゲート	110																																																																									
		ゴム引布製起伏ゲート	110																																																																									
	樋門樋管ゲート		100																																																																									
ダム用水門設備			110																																																																									
揚排水ポンプ設備			160																																																																									
トンネル換気設備・トンネル非常用施設			160																																																																									
道路排水設備			100																																																																									

現 行	改 訂	備 考																														
2－2 整備工数 (1) 潤滑油交換工数 潤滑油交換工数は、表－20・45 を標準とする。 表－20・45 潤滑油交換工数 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">標準整備工数</th><th rowspan="2">摘 要</th><th colspan="2">職種別構成割合（％）</th></tr><tr><th>点検整備工</th><th>普通作業員</th></tr><tr><td>デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン</td><td>y=0.0165x+3.6 (人／台)</td><td>x：1 台当り潤滑油量 (L／台)</td><td rowspan="2">90</td><td rowspan="2">10</td></tr><tr><td>歯 車 減 速 機</td><td>y=0.0084x+2.3 (人／台)</td><td>x：1 台当り潤滑油量 (L／台)</td></tr></table> (注) 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備，交換作業，清掃，後片付けまでとし，フラッシングは含まない。	区 分	標準整備工数	摘 要	職種別構成割合（％）		点検整備工	普通作業員	デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	y=0.0165x+3.6 (人／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	90	10	歯 車 減 速 機	y=0.0084x+2.3 (人／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	2－2 整備工数 (1) 潤滑油交換工数 潤滑油交換工数は、表－20・45 を標準とする。 表－20・45 潤滑油交換工数 <table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th rowspan="2">標準整備工数</th><th rowspan="2">摘 要</th><th colspan="2">職種別構成割合（％）</th></tr><tr><th>点検整備工</th><th>普通作業員</th></tr><tr><td>デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン</td><td>y=0.0165x+3.6 (時間／台)</td><td>x：1 台当り潤滑油量 (L／台)</td><td rowspan="2">90</td><td rowspan="2">10</td></tr><tr><td>歯 車 減 速 機</td><td>y=0.0084x+2.3 (時間／台)</td><td>x：1 台当り潤滑油量 (L／台)</td></tr></table> (注) 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備，交換作業，清掃，後片付けまでとし，フラッシングは含まない。	区 分	標準整備工数	摘 要	職種別構成割合（％）		点検整備工	普通作業員	デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	y=0.0165x+3.6 (時間／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	90	10	歯 車 減 速 機	y=0.0084x+2.3 (時間／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	訂正 訂正
区 分				標準整備工数	摘 要	職種別構成割合（％）																										
	点検整備工	普通作業員																														
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	y=0.0165x+3.6 (人／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	90	10																												
歯 車 減 速 機	y=0.0084x+2.3 (人／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)																														
区 分	標準整備工数	摘 要	職種別構成割合（％）																													
			点検整備工	普通作業員																												
デ ィ ー ゼ ル エ ン ジ ン	y=0.0165x+3.6 (時間／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)	90	10																												
歯 車 減 速 機	y=0.0084x+2.3 (時間／台)	x：1 台当り潤滑油量 (L／台)																														